

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第21号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前										
別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項					別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項										
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分				
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等		
総務課 略					総務課 略										
環境 森林 課	1	略			略			環境 森林 課	1	略			略		
	2	水質汚濁 防止法関係 事務（県が 環境保全協 定等を締結 した事業場 に係る事務 を除く。） 法…水質汚 濁防止 法 省…水質汚 濁防止 法施行 規則	(1)～(6) 略		略	(1)～(6) 略			略	(7) 公共用水域に汚水等を排出 する者に対し、指導、助言又は 勧告を行うこと。（法13条の4）		略	(7) 公共用水域に汚水等を排出 する者に対し、指導、助言又は 勧告を行うこと。（法13条の3）		略
			(8) 略			(8) 略									
			(9) 特定事業場の設置者等から 発生した事故の状況等の届出を 受けること。（法14条の2第1 項から3項まで）			(9) 特定事業場の設置者等から 発生した事故の状況等の届出を 受けること。（法14条の2第1 項・2項）									
	(10)・(11) 略		(10)・(11) 略												
3・4 略					3・4 略										
5	生活環境 の保全に関 する条例関 係事務（県 が環境保全 協定等を締 結した事業 場に係る事 務を除く。） 条…香川県 生活環 境の保 全に関	(1) ばい煙発生施設の設置の届 出を受け、及びその受理書を交 付すること。（条6条1項、規 86条）		略	(1) ばい煙発生施設の設置の届 出を受け、及びその受理書を交 付すること。（条6条1項、規 85条）		略	(2) 一の施設がばい煙発生施設 となった場合に、当該施設の設 置者等から届出を受け、及びそ の受理書を交付すること。（条 7条1項、規86条）		略	(2) 一の施設がばい煙発生施設 となった場合に、当該施設の設 置者等から届出を受け、及びそ の受理書を交付すること。（条 7条1項、規85条）		略		
		(3) ばい煙発生施設の構造等 の変更の届出を受け、及びその受 理書を交付すること。（条8条 1項、規86条）			(3) ばい煙発生施設の構造等 の変更の届出を受け、及びその受 理書を交付すること。（条8条 1項、規85条）										

する条 例 規…香川県 生活環 境の保 全に関 する条 例施行 規則	(4)～(6) 略	
	(7) 粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条1項、規86条)	略
	(8) 粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条3項、規86条)	
	(9) 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条19条1項、規86条)	
	(10) 略	
	(11) 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条25条、規86条)	略
	(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条26条、規86条)	
	(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条27条、規86条)	
	(14)～(16) 略	
	(17) 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。(条122条2項)	略
(18) 特定工場等の設置者等に対し、必要な事項の報告を求めること。(条125条1号・16号)		
(19) 当該職員に、特定工場等に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。(条126条1項1号・9号)		

6～13 略

生活福祉課～土地改良課 略

用地 1～22 略

管理 23 その他

(1) 法令等の規定に基づき、道 略

する条 例 規…香川県 生活環 境の保 全に関 する条 例施行 規則	(4)～(6) 略	
	(7) 粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条1項、規85条)	略
	(8) 粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条3項、規85条)	
	(9) 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条19条1項、規85条)	
	(10) 略	
	(11) 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条25条1項、規85条)	略
	(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条26条1項、規85条)	
	(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条27条1項、規85条)	
	(14)～(16) 略	
	(17) 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。(条119条2項)	略
(18) 特定工場等の設置者等に対し、必要な事項の報告を求めること。(条122条1号・16号)		
(19) 当該職員に、特定工場等に立ち入り、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。(条123条1項1号・9号)		

6～13 略

生活福祉課～土地改良課 略

用地 1～22 略

管理 23 その他

(1) 河川改修事業の施行に伴う 略

課	路課、河川砂防課、港湾課及び都市計画課の所掌に属する事業の施行に伴う工事の承認願をし、又は占用等の許可の申請若しくは協議をすること（当該工事の承認又は当該占用等の許可若しくは協議につき所長が権限を有するものに限る。）。
---	---

別表4（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1 ミュージアム

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 使用料、手数料 料条例関係事務 条…香川県使用 料、手数料 条例 規…香川県立ミ ュージアム 使用料規則	(1) 使用料を減免すること。（条1条、 規4条から6条まで）	○	○	
	(2) 使用料を還付すること。（条5条、 規3条）	○	○	
	(3) 特別展の観覧料を定めること。（ 条別表第1第1表）	○	○	
2 物品関係事務	(1) 略			
	(2) 1件の評価額が3,000万円以下の 資料の寄託を受けることを決定する こと。	略		
	(3) 1件の評価額が3,000万円以下の 資料の貸付けを決定し、条件を変更し、 又は契約を解除すること。	○	○	

2 東山魁夷せとうち美術館

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 使用料、手数料 料条例関係事務 条…香川県使用 料、手数料 条例 規…香川県立東 山魁夷せと うち美術館 規則	(1) 使用料を減免すること。（条1条、 規7条から8条の2まで）	○	○	
	(2) 特別展の観覧料を定めること。（ 条別表第1第1表）	略		
2 東山魁夷せと うち美術館規則 関係事務	(1) 略			
	(2) 資料画像等の利用を許可すること。 (規6条の2)	○	○	

課	道路に関する工事について道路管理者に承認願をし、又は道路の占用の許可を申請すること。
---	--

別表4（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1 ミュージアム

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 物品関係事務	(1) 略			
	(2) 寄託を受けることを決定すること。	略		

2 東山魁夷せとうち美術館

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 使用料、手数料 料条例関係事務 条…香川県使用 料、手数料 条例	(1) 香川県立東山魁夷せとうち美術館 の特別展の観覧料を定めること。（条 別表第1第1表）	略		
2 東山魁夷せと うち美術館規則 関係事務	(1) 略			
	(2) 観覧料を減免すること。（規7条、 8条）	○	○	

規…香川県立東 山魁夷せと うち美術館 規則	(3) 資料画像等の利用の許可を取り消 し、又は利用の停止を命ずること。(規8条の3)	○	○
	(4) 略		
3 物品関係事務	(1) 略		
	(2) 1件の評価額が3,000万円以下の 資料の寄託を受けることを決定するこ と。	略	
	(3) 1件の評価額が3,000万円以下の 資料の貸付けを決定し、条件を変更し、 又は契約を解除すること。	○	○

3 漆芸研究所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 物品関係事務	(1) 略			
	(2) 1件の評価額が3,000万円以下の 資料の寄託を受けることを決定するこ と。	略		
	(3) 1件の評価額が3,000万円以下の 資料の貸付けを決定し、条件を変更し、 又は契約を解除すること。	○	○	

4～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課 略					
環境 管理 室	1 略				
	2 水質汚 濁防止法 関係事務 (県が環 境保全協 定等を締 結した事 業場に係 る事務を 除く。) 法…水質 汚濁 防止 法	(1)～(6) 略			
		(7) 公共用水域に汚水等を排出する者 に対し、指導、助言又は勧告を行うこ と。(法13条の4)	略		
		(8) 略			
		(9) 特定事業場の設置者等から発生し た事故の状況等の届出を受けること。 (法14条の2第1項から3項まで)	略		
(10)・(11) 略					

規…香川県立東 山魁夷せと うち美術館 規則	(3) 略		
	(4) 略		
3 物品関係事務	(1) 略		
	(2) 寄託を受けることを決定すること。	略	

3 漆芸研究所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 物品関係事務	(1) 略			
	(2) 寄託を受けることを決定すること。	略		

4～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
健康福祉総務課・生活福祉総務課 略					
環境 管理 室	1 略				
	2 水質汚 濁防止法 関係事務 (県が環 境保全協 定等を締 結した事 業場に係 る事務を 除く。) 法…水質 汚濁 防止 法	(1)～(6) 略			
		(7) 公共用水域に汚水等を排出する者 に対し、指導、助言又は勧告を行うこ と。(法13条の3)	略		
		(8) 略			
		(9) 特定事業場の設置者等から発生し た事故の状況等の届出を受けること。 (法14条の2第1項・2項)	略		
(10)・(11) 略					

省…水質汚濁防止法施行規則		
3・4 略		
5 生活環境の保全に関する条例関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 条…香川県生活環境の保全に関する条例 規…香川県生活環境の保全に関する条例施行規則	(1) ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条6条1項、規86条)	略
	(2) 一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条7条1項、規86条)	
	(3) ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条8条1項、規86条)	
	(4)～(6) 略	
	(7) 粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条1項、規86条)	略
	(8) 粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条3項、規86条)	
	(9) 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条19条1項、規86条)	
	(10) 略	
	(11) 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条25条、規86条)	略
	(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条26条、規86条)	
(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条27条、規86条)		
(14)～(16) 略		
(17) 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。(条122条2項)	略	
(18) 特定工場等の設置者等に対し、必要な事項の報告を求めること。(条125条1号・16号)		

省…水質汚濁防止法施行規則		
3・4 略		
5 生活環境の保全に関する条例関係事務(県が環境保全協定等を締結した事業場に係る事務を除く。) 条…香川県生活環境の保全に関する条例 規…香川県生活環境の保全に関する条例施行規則	(1) ばい煙発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条6条1項、規85条)	略
	(2) 一の施設がばい煙発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条7条1項、規85条)	
	(3) ばい煙発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条8条1項、規85条)	
	(4)～(6) 略	
	(7) 粉じん発生施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条1項、規85条)	略
	(8) 粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条18条3項、規85条)	
	(9) 一の施設が粉じん発生施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条19条1項、規85条)	
	(10) 略	
	(11) 汚水等排出施設の設置の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条25条1項、規85条)	略
	(12) 一の施設が汚水等排出施設となった場合に、当該施設の設置者等から届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条26条1項、規85条)	
(13) 汚水等排出施設の構造等の変更の届出を受け、及びその受理書を交付すること。(条27条1項、規85条)		
(14)～(16) 略		
(17) 公害防止責任者の設置又は変更の届出を受けること。(条119条2項)	略	
(18) 特定工場等の設置者等に対し、必要な事項の報告を求めること。(条122条1号・16号)		

	(19) 当該職員に、特定工場等に立ち入り施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。 (条126条1項1号・9号)
6～11 略	

10 保健所

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1・2 略				
3～20 略				
21 薬事法関係事務 法…薬事法 政…薬事法施行令 省…薬事法施行規則 規…薬事法施行細則	(1)～(3) 略			
	(4) 薬局等(配置販売業及び卸売販売業を除く。)の休廃止等の届出を受けること。(法10条、19条、38条、40条1項・2項)	略		
	(5)～(9) 略			
	(10)・(11) 略			
	(12) 卸売販売業の許可をし、又はその更新をすること。(法24条2項、34条1項)(東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。(14)、(17)、(19)、(21)、(24)、(25)及び(28)の事項において同じ。)	略		
	(13)～(16) 略			
(17) 卸売販売業の休廃止等の届出を受けること。(法38条)	略			
(18) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、店舗販売業者又は高度管理医療機器等若				

	(19) 当該職員に、特定工場等に立ち入り施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。 (条123条1項1号・9号)
6～11 略	

10 保健所

関係事務	事項	所長等 委任	決裁区分	
			所長等	課長等
1・2 略				
3 母子保健法関係事務 法…母子保健法	(1) 低体重児の出生の届出を受けること。(法18条)	○		○
	(2) 保健師等に未熟児の訪問指導をさせるとともに、その旨を当該未熟児の所在地の市町長に通知すること。(法19条1項・3項)	○	○	
4～21 略				
22 薬事法関係事務 法…薬事法 政…薬事法施行令 省…薬事法施行規則 規…薬事法施行細則	(1)～(3) 略			
	(4) 薬局等の休廃止等の届出を受けること。(法10条、19条、38条、40条1項・2項)	略		
	(5)～(9) 略			
	(10) 薬局製造販売医薬品の製造販売承認取得者の地位の承継の届出を受けること。(法14条の8)	○		○
	(11)・(12) 略			
	(13) 卸売販売業の許可をし、又はその更新をすること。(法24条2項、34条1項)(東讃保健所にあつては、高松市の区域を含む。(15)、(20)、(22)、(25)、(26)及び(28)の事項において同じ。)	略		
(14)～(17) 略				
(18) 高度管理医療機器等又は管理医療機器の販売業者又は賃貸業者(以下この関係事務において「医療機器販売業者等」という。)から休廃止等の届出又は氏名等の届出を受けること。(法40条1項・2項、10条)	略			
(19) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、薬局開設者、店舗販売業者又は医療機器の販売業者等若				

	<p>しくは管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者（以下この関係事務において「医療機器の販売業者等」という。）から報告をさせ、又は当該職員に、薬局等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。（法69条1項から4項まで）</p> <p>(19) 卸売販売業者又はその他の医薬品等を業務上取り扱う者（医薬品等の製造販売業者及び製造業者、薬局開設者、店舗販売業者、配置販売業者、医療機器の販売業者等並びに医療機器の修理業者を除く。以下この関係事務において同じ。）から報告をさせ、又は当該職員に、営業所等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。（法69条2項・4項）</p> <p>(20)～(26) 略</p> <p>(27) 薬局外実務従事許可証若しくは店舗販売業店舗外実務従事許可証を交付し、又は薬局外実務従事廃止届若しくは店舗販売業店舗外実務従事廃止届を受けること。（規17条2項・3項）</p> <p>(28) 卸売販売業営業所外実務従事許可証を交付し、又は卸売販売業営業所外実務従事廃止届を受けること。（規17条2項・3項）</p>			
22・23	略			
24	食品衛生法関係事務 法…食品衛生法 省…食品衛生法 施行規則 条…食品衛生法 施行条例	(1)～(10) 略 (11) 営業施設の業種別基準の緩和について承認すること。（条4条ただし書）	略	
25～30	略			

11・12 略

13 障害福祉相談所

	<p>から報告をさせ、又は当該職員に店舗等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。（法69条1項から3項まで）</p> <p>(20) 卸売販売業者又はその他の医薬品等を業務上取り扱う者（医薬品等の製造販売業者及び製造業者、薬局開設者、店舗販売業者、医療機器の販売業者等並びに医療機器の修理業者を除く。以下この関係事務において同じ。）から報告をさせ、又は当該職員に薬局等の立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。（法69条2項・3項）</p> <p>(21)～(27) 略</p> <p>(28) 薬局外、店舗販売業店舗外又は卸売販売業営業所外の実務従事許可証を交付し、又は薬局外、店舗販売業店舗外又は卸売販売業営業所外の実務従事廃止届を受けること。（規17条2項・3項）</p>			
23・24	略			
25	食品衛生法関係事務 法…食品衛生法 省…食品衛生法 施行規則 条…食品衛生法 に基づく公 衆衛生上必 要な基準に 関する条例	(1)～(10) 略 (11) 営業施設の業種別基準の緩和について承認すること。（条3条ただし書）	略	
26～31	略			

11・12 略

13 障害福祉相談所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 身体障害者福祉法関係事務 法…身体障害者福祉法 政…身体障害者福祉法施行令 省…身体障害者福祉法施行規則	(1)～(5) 略	略		
	(6) 身体障害者手帳の交付若しくは再交付をし、又は法別表に掲げる障害に該当しないと認められた旨の通知をすること。(法15条4項・5項、政10条1項・3項)			
	(7)～(9) 略			
2 略				
3 知的障害者福祉法関係事務 法…知的障害者福祉法	(1)～(5) 略	略		
	(6) 療育手帳の交付若しくは再交付をし、又は知的障害に該当しない旨の通知をすること。			
4～7 略				

14 精神保健福祉センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係事務 法…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 政…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	略			

15～26 略

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 身体障害者福祉法関係事務 法…身体障害者福祉法 政…身体障害者福祉法施行令 省…身体障害者福祉法施行規則	(1)～(5) 略	略		
	(6) 身体障害者手帳を交付し、又は再交付すること。(法15条4項、政10条1項・3項)			
	(7)～(9) 略			
2 略				
3 知的障害者福祉法関係事務 法…知的障害者福祉法	(1)～(5) 略	略		
	(6) 療育手帳を交付し、又は再交付すること。			
4～7 略				

14 精神保健福祉センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 略				
2 障害者自立支援法関係事務 法…障害者自立支援法 政…障害者自立支援法施行令	略			

15～26 略

27 家畜保健衛生所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 業事法関係事務 法…業事法 省…動物用医薬品等取締規則	(1)～(4) 略	略		
	(5) 医薬品製造業者等から報告を徴し、又は当該職員に立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。(法69条1項・2項・4項)			
	(6)・(7) 略			
2～8 略				

28・29 略

30 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～18 略				
19 建築基準法関係事務(高松土木事務所管内を除く。) 法…建築基準法 条…建築基準法施行条例	(1) 検査済証の交付を受ける前ににおける建築物等の仮使用を承認すること。(法7条の6第1項1号、 <u>18条22項1号</u> 、87条の2、88条1項・2項)	略		
	(2)～(13) 略			
20～24 略				
25 都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務(高松土木事務所管内を除く。) 法…都市の低炭素化の促進に関する法律	(1) 低炭素建築物新築等計画又はその変更を認定すること。(法54条1項、 <u>55条1項</u>)		○	
	(2) 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況について報告を求めること。(法56条)		○	
	(3) 認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素建築物の新築等を行っていない認定建築主に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。(法57条)		○	
26 その他	(1) 略	略		
	(2) 法令等の規定に基づき、道路課、河川砂防課、港湾課及び都市計画課の所掌に属する事業の施行に伴う工事の承認願をし、又は占用等の許可の申請若しくは協議をすること(当該工事の			

27 家畜保健衛生所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1 業事法関係事務 法…業事法 省…動物用医薬品等取締規則	(1)～(4) 略	略		
	(5) 医薬品製造業者等から報告を徴し、又は当該職員に立入検査をさせ、若しくは物件を収去させること。(法69条1項から3項まで)			
	(6)・(7) 略			
2～8 略				

28・29 略

30 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～18 略				
19 建築基準法関係事務(高松土木事務所管内を除く。) 法…建築基準法 条…建築基準法施行条例	(1) 検査済証の交付を受ける前ににおける建築物等の仮使用を承認すること。(法7条の6第1項1号、 <u>18条13項1号</u> 、87条の2、88条1項・2項)	略		
	(2)～(13) 略			
20～24 略				
25 その他	(1) 略	略		
	(2) 河川改修事業の施行に伴う道路に関する工事について道路管理者に承認願をし、又は道路の占用の許可を申請すること。			

承認又は当該占用等の許可若しくは協議につき所長が権限を有するものに限る。)

31 略

31 略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。